

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	高齢者の医療の確保に関する法律に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山県市は、高齢者の医療の確保に関する法律に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

山県市長

公表日

令和6年6月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	高齢者の医療の確保に関する法律に関する事務	
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、被保険者の資格管理、保険料賦課管理、収納管理、滞納整理、医療給付に関する申請及び届出の受付、被保険者証及び減額認定証発行等の事務を行っている。 高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ① 被保険者に係る申請等の受理、審査又は応答に関する事務 ② 被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 ③ 後期高齢者医療給付の申請受付に関する事務 ④ 一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤ 保険料の賦課、徴収に関する事務 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	
③システムの名称	後期高齢者医療システム、統合宛名システム、中間サーバー、後期高齢者医療広域連合電算処理システム、滞納整理システム	
2. 特定個人情報ファイル名		
後期高齢者医療システムファイル、統合宛名システムファイル、後期高齢者医療広域連合電算処理システムファイル、滞納整理システムファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番59、101 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二項番82、121	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	市民環境課	
②所属長の役職名	市民環境課長	
6. 他の評価実施機関		
なし		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	山県市総務課 岐阜県山県市高木1000番地1 0581-22-2111	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	山県市総務課 岐阜県山県市高木1000番地1 0581-22-2111	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月9日	Ⅱ①いつ時点の計数か	平成27年1月27日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	
平成29年6月9日	Ⅱ②いつ時点の計数か	平成27年1月27日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	
平成30年7月9日	Ⅱ①いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
平成30年7月9日	Ⅱ②いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
令和1年6月18日	I-5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長	市民環境課長 奥田英彦	市民環境課長	事後	
令和1年6月18日	Ⅱ①いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月18日	Ⅱ②いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月18日	Ⅳリスク対策	なし	追加	事後	
令和2年6月8日	Ⅱ①いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	
令和2年6月8日	Ⅱ②いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	
令和3年6月1日	Ⅱ①いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	
令和3年6月1日	Ⅱ②いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	
令和3年6月24日	I-4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日付で施行される番号法の改正に向けた変更
令和4年6月10日	Ⅱ①いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和4年6月10日	Ⅱ②いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和5年6月1日	I-1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ②事務の概要	(略) ① 申請書や届出に関する確認 ② 保険料賦課の算定に必要な要件の情報確認 (略)	(略) ① 被保険者に係る申請等の受理、審査又は応答に関する事務 ② 被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 ③ 後期高齢者医療給付の申請受付に関する事務 ④一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤保険料の賦課、徴収に関する事務 (略)	事後	
令和5年6月1日	I-1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ③システムの 名称	後期高齢者医療システム、統合宛名システム、 中間サーバー	後期高齢者医療システム、統合宛名システム、 中間サーバー、後期高齢者医療広域連合電算 処理システム、滞納整理システム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月1日	I－2. 特定個人情報ファイル名	後期高齢者医療ファイル、統合宛名ファイル	後期高齢者医療システムファイル、統合宛名システムファイル、後期高齢者医療広域連合電算処理システムファイル、滞納整理システムファイル	事後	
令和5年6月1日	I－3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番59	番号法第9条第1項、別表第一項番59、101 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条	事後	
令和5年6月1日	I－4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二項番80、81、82、83	番号法第19条第8号、別表第二項番82、121	事後	
令和5年6月1日	II ①いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和5年6月1日	II ②いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和6年6月1日	II ①いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	
令和6年6月1日	II ②いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	